

## 1 利用にあたって

- 1 「福井県の商業（卸売業，小売業）（令和3年（2021年）経済センサス-活動調査 卸売業，小売業に関する結果報告書）」（以下「産業別集計（卸売業，小売業）」という。）は、令和3年の「経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）の「卸売業，小売業」の事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
- 2 令和4年5月31日に公表した「令和3年経済センサス-活動調査（速報）」（以下「速報結果」という。）の「卸売業，小売業」の結果は産業横断的集計のため、産業別集計（卸売業，小売業）の結果とは異なっている。
- 3 年間商品販売額は令和2年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
- 4 この「産業別集計（卸売業，小売業）」における年間商品販売額は、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した数値である。事業所数、従業者数については、「卸売業，小売業」内の格付不能事業所および年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含め集計した数値である。
- 5 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」および「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
- 6 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。  
<ガイドライン>  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)
- 7 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査および経済構造実態調査並びに報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。  
<欠測値等の取扱いについて>  
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>
- 8 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。  
統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「x」は、集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

- 9 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。  
<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777099.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf)

- 10 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

- 11 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりである。

- （1）一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合

令和3年経済センサス-活動調査の卸売業および小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

- ② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付する。

- （2）特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」、「非鉄金属地金卸売業」および「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」および「無店舗小売業」については、以下の方法で格付する。

※個人経営については、調査票の「この事業所の主な事業の内容」を格付の

参考としている。

① 卸売業

ア「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 1 の財別（生産財、資本財および消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 10% 以上で、従業者が 100 人以上の事業所

イ「5019 その他の各種商品卸売業」

表 1 の財別（生産財、資本財および消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、商品分類番号上位 3 桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 50% 未満で、従業者が 100 人未満の事業所

表 1 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財および消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付とする。

ウ「5351 非鉄金属地金卸売業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付された事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」の販売額が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品または営業品目に非鉄金属の記載があった場合に「非鉄金属地金卸売業」に格付する。

エ「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付する。

② 小売業

ア「5611 百貨店，総合スーパー」

表2の「衣」、「食」および「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」および「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

イ「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の「衣」、「食」および「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」および「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」、「食」および「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

ウ「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」  
中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m<sup>2</sup>以上 250 m<sup>2</sup>未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所

オ「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・セルフサービス方式を採用し、一般用医薬品を小売している事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m<sup>2</sup>以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売している事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m<sup>2</sup>以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の 90% 以上の事業所

ク「61 無店舗小売業」

「小売販売額の商品販売形態別割合」の店頭販売の割合が 0% および売場面積が 0 m<sup>2</sup>の事業所

## 1 2 「産業別集計（卸売業，小売業）」における集計対象等について

(1) 産業別集計（卸売業，小売業）は、「活動調査」の調査結果のうち、産業大分類が「I - 卸売業，小売業」に格付された事業所について、以下のとおり集計したものである。

### ① 「総括統計表」第 1 表

産業大分類「I - 卸売業，小売業」に格付された事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額および売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

### ② 「総括統計表」第 2 表以降、「産業細分類別統計表」、「市町別統計表」および「規模別統計表」

産業大分類「I - 卸売業，小売業」に格付された事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

ア 管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと

イ 産業細分類が格付不能の法人組織の事業所または産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所ではないこと

ウ 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額および仲立手数料のいずれの金額もない法人組織の事業所ではないこと

このため、上記①各表の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない（表 1）。

なお、売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じ

であることから、同値となっている（表 1）。

表 1 「法人組織の事業所と個人経営の事業所の合計」の表における卸売業および小売業の合計の比較

集計表名	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
総括統計表 第 1 表	9,510	68,425	1,992,748	1,011,696
総括統計表 第 2 表以降	8,369	59,927	1,941,283	1,011,696
産業細分類別統計表				
市町別統計表				
規模別統計表				

### 1 3 各統計表の表章項目の説明および留意点

#### (1) 「総括統計表」第 1 表

- ①令和 3 年の数値の集計対象および「総括統計表」第 1 表以外の表との数値の違いについては、『1 2 「産業別集計（卸売業，小売業）」における集計対象等について』を参照。
- ②平成 19 年以前および平成 26 年の年間商品販売額および売場面積の数値は、商業統計の数値である。
- ③平成 11 年、平成 16 年は、商業統計の簡易調査のため商品分類番号 3 桁で調査している。これに伴い、平成 11 年、平成 16 年の産業細分類（4 桁）の数値は、接続可能な分類のみ掲載している。従って合計、産業中分類（2 桁）および産業小分類（3 桁）と、その内訳である産業細分類（4 桁）の積み上げ値とは一致しない場合がある。
- ④令和 3 年の個人経営は、産業小分類（3 桁）までしか格付けしていないことから産業細分類（4 桁）には含まれていない。また、年間商品販売額および売場面積は調査していない。

#### (2) 「総括統計表」第 7 表

商品販売形態区分（法人組織の小売業のみ）の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算した。計算値は、事業所ごとに小数点以下第 1 位で四捨五入を行い積み上げた結果を、さらに四捨五入を行って一万円単位で表示しているため、小売計と商品販売形態区分の積み上げ値は一致しない場合がある。

商品販売形態区分は、次のとおりである。

##### ①店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きおよび自動車等の移動販売も含む。

##### ②訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(3) 「産業細分類別統計表」第1表

①「1事業所当たり年間商品販売額」は、年間商品販売額がない事業所は除いて算出した。

②「従業者1人当たり年間商品販売額」は、年間商品販売額がない事業所および従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみの事業所）は除いて算出した。

(4) 「産業細分類別統計表」第2表

「その他の収入額」の内訳区分は、次のとおりである。

①修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。調査票の「販売商品に関する修理料収入」により算出した。

②仲立手数料

他人または他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。調査票の「商品売買に関する仲立手数料収入」により算出した。

③製造業

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額および受託製造の加工賃収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「③製造品の出荷額・加工賃収入額」により算出した。

④飲食部門

客の注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入額および飲食できる設備を有しその場所で料理等を飲食させた収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「⑨飲食サービス事業の収入」により算出した。

⑤サービス業

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料など、サービスの提供に対する収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「⑥建設業の収入（完成工事高）」、「⑦不動産事業の収入」、「⑧物品賃貸事業の収入」、「⑪電気、ガス、熱供給、水道事業の収入」、

「⑫運輸、郵便事業の収入」、「⑬金融、保険事業の収入」、「⑭宿泊事業の収入」、「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」、「⑯教育、学習支援事業の収入」、「⑰情報通信事業の収入」、「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」および「⑲上記以外のサービス事業の収入」を合算し、「販売商品に関する修理料収入」を減算することにより算出した。

⑥その他

上記①～⑤以外のその他の収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「①農業、林業、漁業の収入」、「②鉱物、採石、砂利採取事業の収入」、「⑩医療、福祉事業の収入」を合算することにより算出した。